

不利益処分の処分基準（個票）

管理 No.	i074
--------	------

所管部署：環境 部廃棄物対策 課
（ 産業廃棄物対策 係 / 内線:71-2226）

根拠区分	法律 ・ 条例	
処分の名称	破砕業の許可の取消し、事業の停止命令	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	使用済自動車の再資源化等に関する法律 (平成 14 年法律第87号)
	根拠規定条項	72-
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「法」という。） (平成 14 年法律第87号) 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（以下「規則」という。） (平成 14 年号外経済産業省、環境省令第7号) 使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る行政処分の指針について (以下「指針」という。） (平成 17 年経済産業省製造産業局自動車課環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室事務連絡)
	基準規定条項	準用←法第 66 条
	処分基準	「第 4 解体業者及び破砕業者の許可の取消し等（法第 6 6 条（第 7 2 条で準用する場合を含む。以下同じ。）」に、要件や手続き等を示す（「指針」に定めるところによる。）
行政手続法(条例) 第 13 条適用関係	聴聞	
本票の作成日	平成 年 月 日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

※裏面に続く

処分基準(裏面追加)

	基準内容
処分基準等 補足	<p>使用済自動車の再資源化等に関する法律</p> <p>72-</p> <p>(許可の取消し等)</p> <p>第六十六条 都道府県知事は、解体業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは処分に違反する行為(以下この号において「違反行為」という。)をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。</p> <p>二 不正の手段により第六十条第一項の許可(同条第二項の許可の更新を含む。)を受けたとき。</p> <p>三 その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第六十二条第一項第一号の主務省令で定める基準に適合しなくなったとき。</p> <p>四 第六十二条第一項第二号イからヌまでのいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(準用)</p> <p>第七十二条 第六十四条から第六十六条までの規定は、破碎業者について準用する。この場合において、第六十六条第二号中「第六十条第一項の許可(同条第二項の許可の更新を含む。)」とあるのは「第六十七条第一項の許可(同条第二項の許可の更新を含む。)」と、同条第三号中「第六十二条第一項第一号」とあるのは「第六十九条第一項第一号」と読み替えるものとする。</p>